

○一般廃棄物の受入れに使用するごみ袋の規格、製造等に関する要綱

(平成24年1月13日告示第1号)

(令和2年10月14日告示第27号)

(趣旨)

第1条 この告示は、仙南地域広域行政事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成21年規則第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、規則第4条第1項各号に規定するごみ袋(以下「ごみ袋」という。)の寸法、材質等、同条第2項に規定する注意、啓発等に関する事項、資源ごみ袋の製造その他について定める。

(ごみ袋の規格等)

第2条 規則第4条第1項の寸法、規格等は、次の各号に掲げるごみ袋の区分に応じて、当該各号に定める表のとおりとする。

- (1) 規則第2条第1号に規定する有料指定ごみ袋(以下「有料指定ごみ袋」という。) 別表第1
- (2) 規則第2条第2号に規定する資源ごみ袋(以下「資源ごみ袋」という。) 別表第2
- (3) 規則第3条第1項に規定するボランティアごみ袋(以下「ボランティアごみ袋」という。) 別表第3

(ごみ袋に加える注意事項)

第3条 規則第4条第2項の規定に基づき、規則別記様式第1号から第3号までに定めるものに、次の各号に掲げる事項を加えるものとする。

- (1) 使用できる一般廃棄物処理計画に基づく分別区分(以下「分別区分」という。)に関する事項
 - (2) 事業者等が事業活動に伴い排出する一般廃棄物(第12条において「事業系一般廃棄物」という。)に関する事項(有料指定ごみ袋及び資源ごみ袋に限る。)
 - (3) 一般廃棄物を有料指定ごみ袋に入れるときに関する事項(有料指定ごみ袋に限る。)
 - (4) 分別区分の整理に関する事項(資源ごみ袋及びボランティアごみ袋に限る。)
 - (5) 仙南地域広域行政事務組合を構成する市町(第11条において「構成市町」という。)において定めた集積場に出すときに関する事項
 - (6) 廃棄物の適正処理の啓発に関する事項
 - (7) ごみ袋の取扱いに関する事項
 - (8) 前各号のほか、理事会が必要と認める事項
- 2 前項の規定に基づき同項各号の事項を加えたごみ袋の様式は、次の各号に掲げるごみ袋の区分に応じて、当該各号に定める様式のとおりとする。

- (1) 有料指定ごみ袋 別記様式第1号
- (2) 資源ごみ袋 別記様式第2号
- (3) ボランティアごみ袋 別記様式第3号

(有料指定ごみ袋の製造委託時の指示)

第4条 規則第5条第2項の別に定める事項は、前2条の規定を準用する。

(資源ごみ袋製造の届出)

第5条 資源ごみ袋を製造しようとする者は、資源ごみ袋製造届出書(別記様式第4号)を理事会に提出するものとする。

- 2 前項の指定袋製造届出書を提出する者(以下この項において「届出者」という。)は、次の各号に掲げるものを添付しなければならない。

- (1) 定款及び登記簿謄本の写し（届出者が法人である場合に限る。）
- (2) 履歴書及び住民票の写し（届出者が個人である場合に限る。）
- (3) 資源ごみ袋の材質見本
- (4) 前号の品質（材質）証明書
- (5) 第3号の材質が宮城県認定廃棄物再生資源利用製品又はこれと同等の認定を受けたりサイクル製品の場合は、当該認定書の写し

（資源ごみ袋製造の受理）

第6条 理事会は、前条の規定に基づき資源ごみ袋を製造しようとする者から届出があったときは、内容を速やかに確認し、届出内容が適正と認められたときは、これを受理し、資源ごみ袋製造届出受理証（別記様式第5号）を送付するものとする。

（資源ごみ袋製造届出の変更）

第7条 資源ごみ袋を製造する者（以下「資源袋製造者」という。）は、届出の内容に変更があったときは、資源ごみ袋製造届出内容変更届（別記様式第六号）に、変更の内容に関する第5条第2項各号に掲げるものを添えて理事会に提出するものとする。

（資源ごみ袋製造の休止）

第8条 資源袋製造者は、資源ごみ袋の製造を休止しようとするときは、資源ごみ袋製造休止届出書（別記様式第7号）を理事会に提出するものとする。

（資源ごみ袋出荷状況の報告）

第9条 資源袋製造者は、毎年4月30日までに前年の4月から3月までの資源ごみ袋の出荷の状況を、資源ごみ袋出荷状況報告書（別記様式第8号）により理事会に報告するものとする。

（資源ごみ袋の改善等の指示）

第10条 理事会は、資源袋製造者により製造された資源ごみ袋が規格等に適合しないと認めるときは、その者に対し改善等の指示を行うものとする。

（ボランティアごみ袋の製造）

第11条 ボランティアごみ袋の製造は、仙南地域広域行政事務組合及び構成市町において行う。

（事業系一般廃棄物の受入れに使用する袋）

第12条 理事会は、事業系一般廃棄物の受入れに使用する袋について、袋の色は、内容物が分かる程度の透明なものとし、かつ、袋の生地の高さは、分別区分に応じて第2条第1号及び第2号の規定の例によるものとするよう努めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成24年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 仙南地域広域行政事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成23年規則第10号）附則第2項の規定に基づき、同規則の施行日前においてごみ袋の製造をするときは、前項の施行期日にかかわらず、この告示の規定を適用する。
- 3 第5条の規定に基づく資源ごみ袋製造の届出は、この告示の施行前においても行うことができる。この場合において、現に存する理事会が定める要綱の規定に基づく指定袋製造の届出を行った者のうち、当該資源ごみ袋の製造を希望したものについては、同条第2項各号の内容に変更がない場合に限り、同項各号のものの添付を省略することができる。
- 4 理事会は、前項の規定に基づく届出があったときは、第1項の施行期日にかかわらず、第6条の規定を適用する。

別表第1（第2条関係）

有料指定ごみ袋の規格等

ごみ袋の形状	(1) 持ち運びができるようごみ袋に取っ手をつけるものとする。この場合において、取っ手はごみ袋と一体となったものとする。 (2) 一般廃棄物がごみ袋から出ないように袋口を結べるものとする。
ごみ袋の材質	低密度ポリエチレン
ごみ袋の寸法	仙南地域広域行政事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年条例第10号）別表一般廃棄物のうちごみの部家庭ごみ処理手数料（資源ごみに係るものを除く。）の項手数料の額の欄の表中区分欄に規定する10リットル、20リットル、30リットル又は45リットルの家庭系一般廃棄物を入れた状態で袋口を結べる程度の大きさとする。
ごみ袋の厚さ	10リットル袋及び20リットル袋 0.03mm 30リットル袋及び45リットル袋 0.035mm (いずれも誤差3%以内とする。)
ごみ袋の生地の色	黄色半透明（ごみ袋の外から内容物が確認でき、収集業務に支障のない透明度を有するものとする。）
ごみ袋の文字等の色	黒
ごみ袋の様式	(1) 別記様式第1号に定めるもののほか、同様式中の任意の場所に、仙南地域広域行政事務組合が指示する個別の有料指定ごみ袋製造番号を付すること。 (2) 同様式中「 サイズ（ リットル）」とある箇所は、有料指定ごみ袋の種類に応じ、次のとおり記入すること。 イ 10リットル袋 SSサイズ（10リットル） ロ 20リットル袋 Sサイズ（20リットル） ハ 30リットル袋 Mサイズ（30リットル） ニ 45リットル袋 Lサイズ（45リットル）
備考	(1) 有料指定ごみ袋は、目視による方法以外の方法で当該ごみ袋を判別できるようにすること。 (2) 外装の表示例は、次のとおりとする。 イ 表示内容の例は、別図一を基本とし、レイアウト等の決定は仙南地域広域行政事務組合と協議を行った上で、同組合の指示に従うこと。 ロ 文字の色は、有料指定ごみ袋の文字色と同等の色とすること。 ハ 文字の字体は、有料指定ごみ袋に使用する字体と同一のものを使用すること。

	<p>ニ 外装の色は、白とする。外装に透明生地のものを使用するときは、印刷箇所の背景を、白ベタ刷りとすること。</p> <p>ホ サイズの表記は、有料指定ごみ袋の記入の例によること。</p> <p>(3) 有料指定ごみ袋を1枚ごとに取り出し、又は使用することができる状態に製造すること。</p>
--	---

別表第2（第2条関係）

資源ごみ袋の規格等

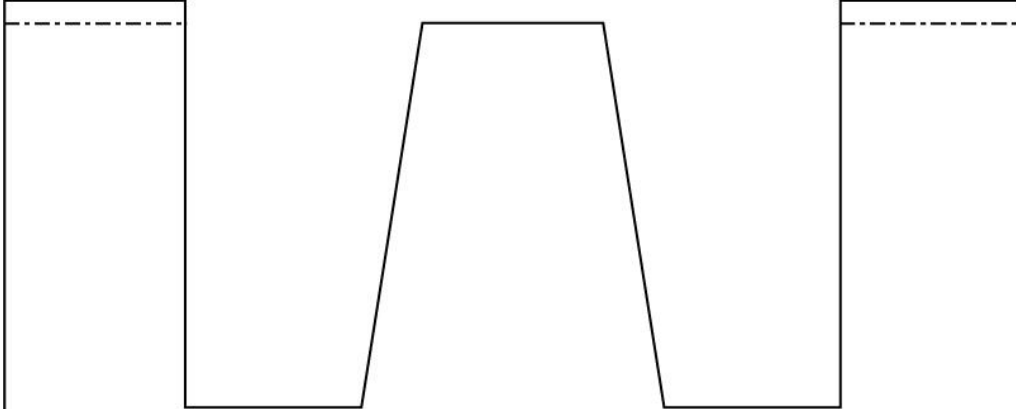
ごみ袋の形状	(1) 持ち運びができるようごみ袋に取っ手をつけるものとする。この場合において、取っ手はごみ袋と一体となったものとする。 (2) 一般廃棄物がごみ袋から出ないように袋口を結べるものとする。
ごみ袋の材質	低密度ポリエチレン
ごみ袋の寸法	10リットル、20リットル、30リットル又は45リットルの家庭系一般廃棄物を入れた状態で袋口を結べる程度の大きさとする。
ごみ袋の厚さ	10リットル袋及び20リットル袋 0.03mm 30リットル袋及び45リットル袋 0.035mm (いずれも誤差3%以内とする。)
ごみ袋の生地の色	無色透明（ごみ袋の材質に宮城県認定廃棄物再生資源利用製品又はこれと同等の認定を受けたリサイクル製品を使用する場合にあっては、ごみ袋の外から内容物が確認でき、収集業務に支障のない透明度を有するものとする。）
ごみ袋の文字等の色	赤
ごみ袋の様式	別記様式第2号に定めるもののほか、同様式中「サイズ（リットル）」とある箇所は、資源ごみ袋の種類に応じ、次のとおり記入すること。 (1) 10リットル袋 Sサイズ（10リットル） (2) 20リットル袋 Sサイズ（20リットル） (3) 30リットル袋 Mサイズ（30リットル） (4) 45リットル袋 Lサイズ（45リットル）
備 考	販売する単位枚数が複数となる場合は、次の要件を満たすこと。 (1) 外装の表示例は、次のとおりとする。 イ 表示内容の例は、別図二を基本とし、レイアウト等の決定は仙南地域広域行政事務組合と協議を行った上で、同組合の指示に従うこと。 ロ 文字の色は、資源ごみ袋の文字色と同等の色とすること。 ハ 文字の字体は、資源ごみ袋に使用する字体と同一のものを使用すること。 ニ 外装の色は、白とする。外装に透明生地のものを使用するときは、印刷箇所の背景を、白ベタ刷りとすること。

	<p>ホ サイズの表記は、資源ごみ袋の記入の例によること。 (2) 資源ごみ袋を1枚ごとに取り出し、又は使用することができる状態に製造すること。</p>
--	--

別表第3（第2条関係）

ボランティアごみ袋の規格等

ごみ袋の形状	(1) 持ち運びができるようごみ袋に取っ手をつけるものとする。この場合において、取っ手はごみ袋と一体となったものとする。 (2) 一般廃棄物がごみ袋から出ないように袋口を結べるものとする。
ごみ袋の材質	低密度ポリエチレン
ごみ袋の寸法	45リットルの一般廃棄物を入れた状態で袋口を結べる程度の大きさとする。
ごみ袋の厚さ	0.035mm(誤差3%以内とする)
ごみ袋の生地の色	無色透明（ごみ袋の材質に宮城県認定廃棄物再生資源利用製品又はこれと同等の認定を受けたリサイクル製品を使用する場合にあっては、ごみ袋の外から内容物が確認でき、収集業務に支障のない透明度を有するものとする。）
ごみ袋の文字等の色	青
ごみ袋の様式	別記様式第3号に定めるもののほか、同様式中「第3条第1項各号（第2号及び第3号を除く。）に定める事項」とあるのは、理事会が別に指示するものとする。



第3条第1項各号（第4号を除く。）に定める事項

もやせるごみ 共通ごみ袋
もやせないごみ

JANコード **サイズ(リットル)** 証紙

地区		氏名	
----	--	----	--

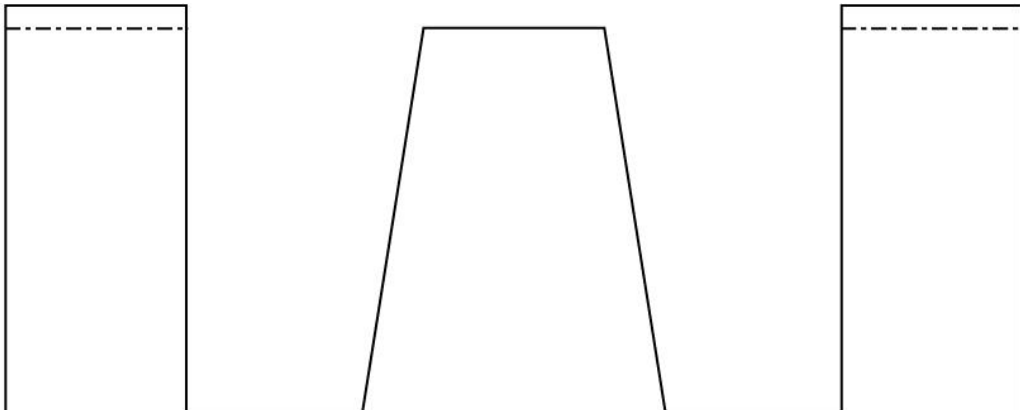
もやせるごみ
 もやせないごみ

第3条第1項各号（第4号を除く。）に定める事項

白石市・角田市・蔵王町・七ヶ宿町・大河原町・村田町・
柴田町・川崎町・丸森町・仙南地域広域行政事務組合

警告 この袋を複製すると法律により罰せられます。

資源ごみ袋





資源ごみ袋

サイズ(リットル)

届出受理番号 第 号

地区		氏名	
----	--	----	--

- このごみ袋は、事業所などから出る一般廃棄物には使用できません。
- この袋は、資源物を入れる専用の袋です。
- きちんと分別してこの袋に入れ、下の区分欄にチェックを入れてください。

- ペットボトル  PET
- びん（透明）
- びん（茶色）
- びん（その他）
- 缶
- 容器包装プラスチック 
- その他のプラスチック
- 紙類

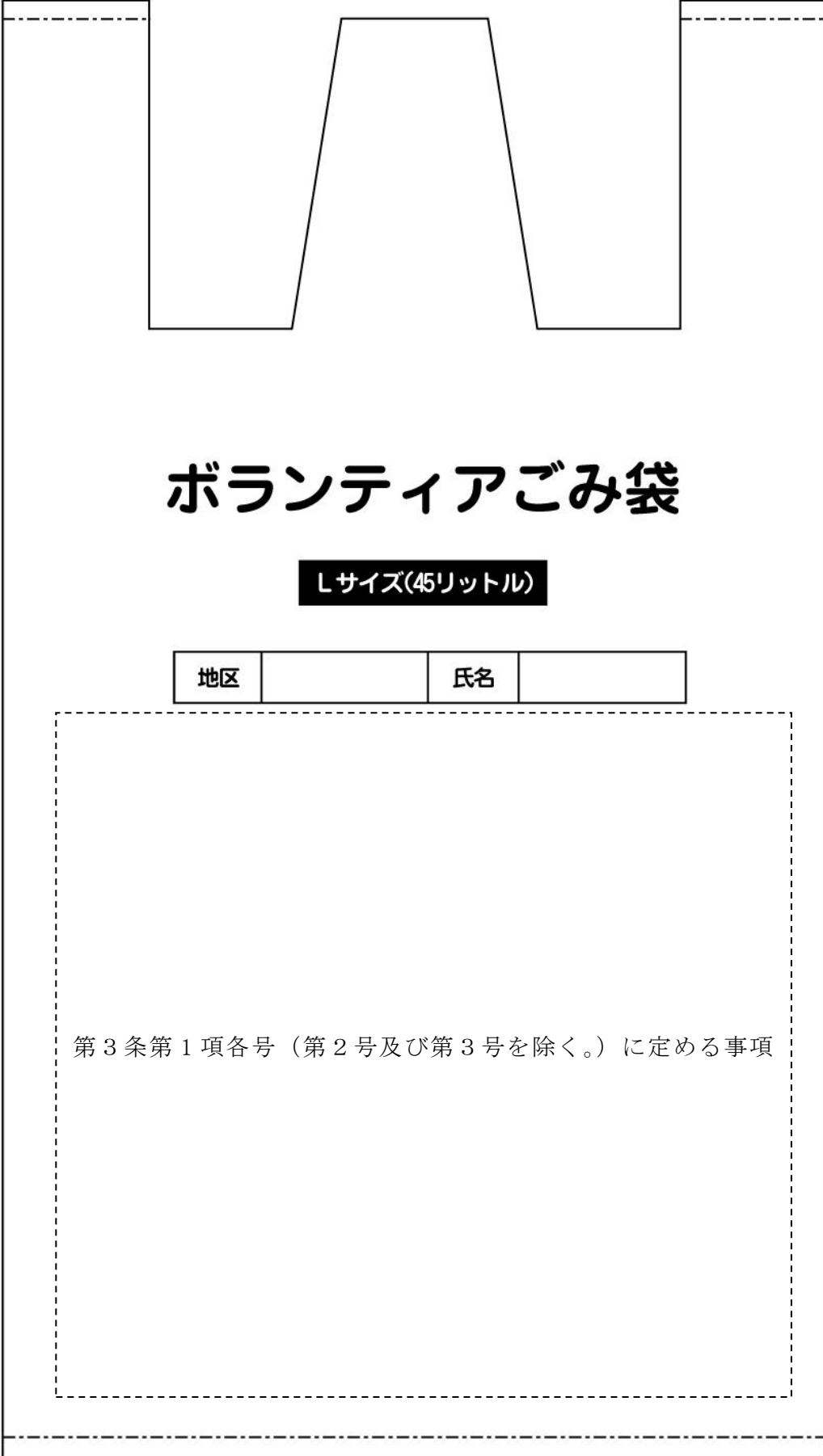
- 集積所に出すときは、袋の口をしっかり結び、決められた曜日の決められた時間までに出してください。
- かけがえのない地球を守るため、ごみの資源化・減量化にご協力ください。

白石市・角田市・蔵王町・七ヶ宿町・大河原町・村田町・柴田町・川崎町・丸森町・仙南地域広域行政事務組合

取扱上の注意
窒息などの危険がありますので、幼児や子どもの手の届かないところに保管してください。

別記様式第3号（第3条関係）

ボランティアごみ袋



ボランティアごみ袋

Lサイズ(45リットル)

地区		氏名	
----	--	----	--

第3条第1項各号（第2号及び第3号を除く。）に定める事項

資源ごみ袋製造届出書

年 月 日

仙南地域広域行政事務組合
理 事 長 殿

住 所
申請者
氏 名 印
(法人の場合は名称・代表者)
電話番号 (- -)
FAX 番号 (- -)

資源ごみ袋を製造したいので、仙南地域広域行政事務組合の定める一般廃棄物の受入れに使用のごみ袋の規格、製造等に関する要綱第5条の規定により届け出ます。

○ 添付文書等

- (1) 申請者が法人である場合は、定款及び登記簿謄本
- (2) 申請者が個人である場合は、履歴書及び住民票の写し
- (3) 資源ごみ袋の材質見本
- (4) 見本品の品質（材質）証明書
- (5) 宮城県認定廃棄物再生資源利用品又はこれと同等の認定を受けたりサイクル製品にあっては、当該認定証の写し

○ 注意事項

- ・ 電話番号及びファクシミリ番号は、代表と担当の番号が異なるときは、担当の番号を記入すること。

資源ごみ袋製造届出受理証

年 月 日

住 所

氏 名

殿

(法人の場合は名称・代表者)

上記の者は、資源ごみ袋の製造について届け出をし、その内容が適正であり、受理しましたので、一般廃棄物の受入れに使用のごみ袋の規格、製造等に関する要綱第6条の規定に基づき通知します。

仙南地域広域行政事務組合

理事長

印

- 1 届出受理番号 第 号
- 2 受理の年月日 年 月 日
- 3 見本品等の提出 資源ごみ袋が完成しだい、製造前に見本品及び品質（材質）証明書を提出すること。
- 4 そ の 他 資源ごみ袋が規格等に適合しないと認めるときは、当職より改善等の指示を行う場合があること。

資源ごみ袋製造届出内容変更届

年 月 日

仙南地域広域行政事務組合
理 事 長 殿

住 所
申請者
氏 名 印
(法人の場合は名称・代表者)
電話番号 (— —)
FAX 番号 (— —)

資源ごみ袋製造届出の内容に変更が生じたので、仙南地域広域行政事務組合の定める一般廃棄物の受入れに使用するごみ袋の規格、製造等に関する要綱第7条の規定により届け出ます。

1 届出受理番号 第 号

2 変更の内容

(1) 変更後の内容

(2) 変更前の内容

3 注 意 事 項

- ・ 届出内容を変更するときは、変更後の添付文書等を付すること。

資源ごみ袋製造休止届出書

年 月 日

仙南地域広域行政事務組合
理 事 長 殿

住 所
申請者
氏 名 印
(法人の場合は名称・代表者)
電話番号 (— —)
FAX 番号 (— —)

資源ごみ袋の製造を休止したいので仙南地域広域行政事務組合の定める一般廃棄物の受入れに使用するごみ袋の規格、製造等に関する要綱第8条の規定により届け出ます。

- 1 届出受理番号 第 号
- 2 受理の年月日 年 月 日
- 3 廃止又は休止の理由

- 4 製造休止の日 年 月 日

資源ごみ袋出荷状況報告書

年 月 日

仙南地域広域行政事務組合
理事長 殿

住 所
申請者
氏 名 印
(法人の場合は名称・代表者)
電話番号 (- -)

仙南地域広域行政事務組合の定める一般廃棄物の受入れに使用のごみ袋の規格、製造等に関する要綱第9条の規定に基づき、資源ごみ袋の出荷状況を報告します。

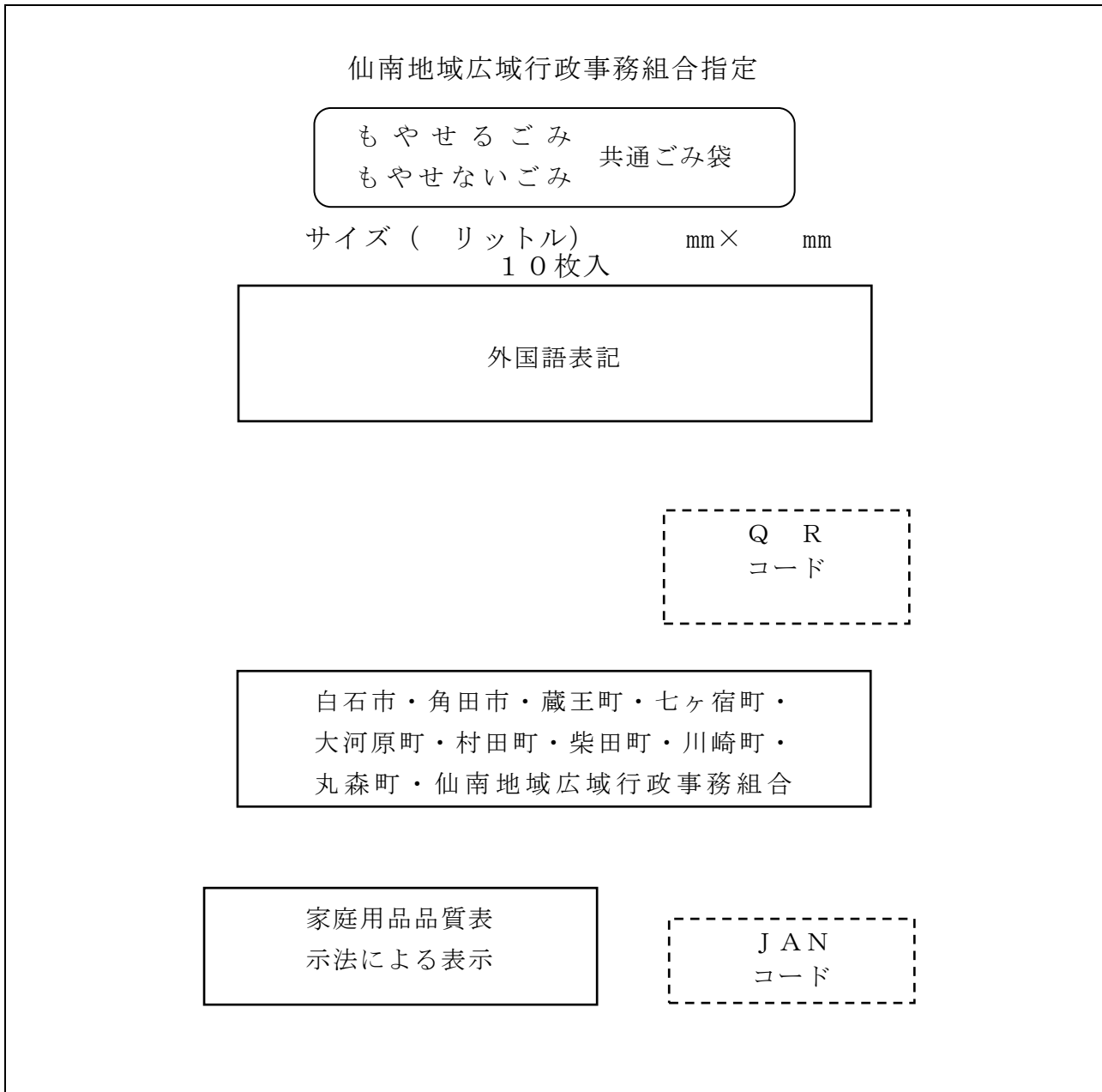
- 1 届出受理番号 第 号
- 2 出 荷 状 況

出荷 月	出 荷 枚 数 (枚)			
	10リットル袋	20リットル袋	30リットル袋	45リットル袋
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				
合計				

※ 出荷枚数は、販売する単位枚数にかかわらず、販売店等に出荷した資源ごみ袋の枚数とすること。

別図1 (別表第1関係)

有料指定ごみ袋



別図 2 (別表第 2 関係)

資源ごみ袋

仙南地域広域行政事務組合指定

資源ごみ袋

サイズ (リットル) mm × mm

枚入

届出受理番号 第 号

外国語表記

Q R
コード

白石市・角田市・蔵王町・七ヶ宿町・
大河原町・村田町・柴田町・川崎町・
丸森町・仙南地域広域行政事務組合

家庭用品品質表
示法による表示

JAN
コード